

宇城市優良工事表彰要領

制定 平成30年3月30日

改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、宇城市（以下「市」という。）が発注した建設工事において、他の模範となる特に優良な工事（以下「優良工事」という。）を施工した者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者の社会的評価を高め、建設産業の振興及び公共工事の品質の確保に資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰の対象となるものは、優良工事を施工した建設業者（市内業者のみで構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。以下「施工者」という。）並びに当該工事の現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）とする。

(表彰対象工事)

第3条 表彰の対象となる工事は、市内業者（企業体を含む。）が前年度に完成した請負金額が500万円を超える市が発注した建設工事で、工事成績評定点が80点以上（工事特性、創意工夫、法令遵守等を除く各細目別評定点が全てb評価の評定点以上）の工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建設業者が施工した工事を除く。

- (1) 前年度に完成した市発注工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があった建設業者
- (2) 前年度の当該建設業者の市工事成績平均点（当該工事の許可業種に限る。）が、前年度の市全体の工事成績平均点（当該工事の許可業種に限る。）を下回った建設業者
- (3) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間において次のいずれかに該当する建設業者
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を受けた建設業者
 - イ 宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）に基づく指名停止措置を受けた建設業者
 - ウ 当該年度の表彰日までにア又はイの処分が確定していない建設業者であって特に重大な法令違反等が明らかなもの。この場合において、この規定により対象外とされた表彰日後に処分が確定したときは、当該処分は、翌年度の表彰には影響を与えないものとする。
- (4) 当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない建設業者
- (5) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった建設業者
- (6) 企業体における出資比率が20%未満の構成員である建設業者

(表彰部門)

第4条 表彰部門は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事の3部門とする。ただし、部門ごとに表彰を受ける施工者の数は、発注件数等を参考に決定し、その総数は、5施工者程度とする。

(受賞者の認定方法)

第5条 受賞者の認定方法は、同一施行者による複数工事での受賞は認めるものとする。ただし、同一部門で現場代理人及び主任（監理）技術者の両方が同一の場合は、複数工事での受賞は認めな

い。

(審査会の設置)

第6条 市長は、被表彰者を選定するため、別表に掲げる者で構成する宇城市優良工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(表彰の決定)

第7条 審査会は、第10条に規定する事務局が表彰候補として提出した工事の中から被表彰者を選定し市長に報告する。

2 市長は、審査会の選定結果を受け、施工者及び技術者等の表彰を決定し、表彰する。

(被表彰者及び優良工事概要の公表)

第8条 被表彰者及び優良工事概要については、市ホームページで公表する。ただし、技術者等は、本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

(表彰の取消し)

第9条 市長は、施工者が表彰を受けた工事に関し建設業法に基づく監督処分又は指名停止措置を受けた場合又は本要領で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該工事の表彰を取り消すものとする。

(事務局)

第10条 本要領に係る事務は、総務部契約検査課において行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後発注する工事について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後発注する工事について適用する。

別表(第6条関係)

副市長(会長)	総務部長	市長政策部長	経済部長	土木部長	教育部長
---------	------	--------	------	------	------